

別紙

新旧対照表

改正後		改正前			
(削除)		特定再開発建築物等 倉庫用建物等 の割増償却に関する明細書 (平成 年分) 氏名 _____			

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;">特定再開発建築物等の割増償却に関する明細書 倉庫用建物等</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第14条の2に規定する特定再開発建築物等の割増償却、平成13年改正前の同法(以下「旧措法」といいます。)第14条第2項に規定する特定再開発建築物等の割増償却及び同法第15条に規定する倉庫用建物等の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、租税特別措置法第14条の2の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける最初の年分の確定申告書に、その建築物が特定再開発建築物等に該当するものであること等を証する書類を併せて添付してください(措令7の2⑩、措規6の2⑧参照)。</p> <p>1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(建物)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を書きます。 (2) 「⑦」欄には、その建築物等の一部を自家用又は貸家の用に供している場合は、事業の用に供している部分の取得価額を見積もって書きます。 (3) 「⑬」欄には、その年分の普通償却費の額を書きます。この場合、定率法を採用している者で前年からの割増償却費の繰越額(前年償却不足額)があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算した上書きします。 (4) 「⑭」欄には、事業の用に供している月数のうち、割増償却の対象となる期間の月数を書きます。 (5) 「⑯」欄には、その資産の種類及び事業の用に供した時期の別に応じた所定の割増償却率を書きます。 (6) 「⑮」欄には、割増償却可能額(「⑯」欄の金額)の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を書きます。 <p>(注) 「⑯」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先</p> <p>納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第14条の2、第15条、旧措法第14条第2項、平成13年改正措法附則第8条第11項</p>